

## ○米子市地域ケア会議設置要綱（素案）

### （目的）

第1条 高齢者の多様なニーズに対し、保健・医療・福祉のサービスを包括的かつ継続的に提供するため、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難事例及び全市的な課題について検討を行い、新たなサービスの構築や支援体制の整備を図ることを目的として、米子市地域ケア会議（愛称「米子がいなケア会議」とする。以下「市地域ケア会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 市地域ケア会議は次に掲げる事項について協議する。

- （1） 地域の社会資源の情報集約と活用に関すること
- （2） 地域が抱える課題の把握と分析及び共有化に関すること
- （3） 援助困難事例の検討に関すること
- （4） 新たなサービスの構築及び資源開発に関すること
- （5） 日常生活圏域等における地域ケア会議への指導及び支援に関すること
- （6） 自立支援に資するケアマネジメントの検討に関すること
- （7） その他、地域包括ケアシステムの構築に必要と認められる事項に関すること

### （組織）

第3条 地域ケア会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 保健医療関係者
- （3） 民生・児童委員
- （4） 指定居宅介護支援事業者
- （5） 指定居宅介護サービス事業者
- （6） 高齢者支援に携るNPO法人・団体の代表者
- （7） 市社会福祉協議会の職員
- （8） 市自治連合会の代表者
- （9） 権利擁護機関の職員
- （10） 地域における保健・在宅福祉・食生活改善の関係者
- （11） 関係行政機関の職員
- （12） 市認知症地域支援推進員
- （13） その他、市長が地域包括ケアの総合調整に必要と認めた者

### （任期）

第4条 委員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、その職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 市地域ケア会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、市地域ケア会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市地域ケア会議は、必要に応じ随時開催する。

2 市地域ケア会議は、委員長が委員を招集する。ただし、協議内容等により、委員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の委員の出席を求めて市地域ケア会議を開催することができる。

3 委員長は、必要に応じて市地域ケア会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市地域ケア会議の庶務は、市福祉保健部長寿社会課において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員及び出席者は、市地域ケア会議において職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、市地域ケア会議の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成30年3月31日までとする。